

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

4. 1 推進体制

本計画を実行していくためには、全庁的に取組を推進していく必要があります。このことから、各課に「推進責任者」を置き、推進体制として「推進本部」を設置します。

運用及び管理については「環境管理責任者」の指揮の下、「事務局」において、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

副町長を本部長とします。

また、本部員は総務部長、企画部長、財務部長、健康福祉部長、住民経済部長、都市建設部長及び教育部長をもって組織します。

推進本部では、全庁の温室効果ガスの排出量及び職員による温暖化防止活動の活動状況から、計画の策定・評価・見直しを行うとともに、温暖化防止活動について推進責任者により検討を行います。

(2) 環境管理責任者

都市建設部長を環境管理責任者とします。

環境管理責任者は、各施設及び公用車等から排出される温室効果ガス及び職員による「第3章 具体的な取組」について統括管理を行うとともに、推進本部に対し、その活動状況及び計画の見直しの必要性の有無を報告します。

(3) 推進責任者

各課に推進責任者を置きます。

推進責任者は、各課の中心となり、課の職員に対し、計画に従い、「第3章 具体的な取組」を促進します。

なお、施設及び公用車を管理する課の推進責任者は、数値目標を設定し、温室効果ガス排出量の数値を把握し、点検します。

(4) 事務局

事務局を環境整備課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を管理します。

(5) 職員等

推進責任者の指示に基づき、「第3章 具体的な取組」を積極的に行います。

4. 2 点検体制

施設及び公用車を管理する推進担当者は、四半期ごとに温室効果ガスの排出量及び職員の活動状況について点検し、事務局へ報告します。

事務局が集約した温室効果ガスの排出量及び活動内容をもとに、環境管理責任者は、推進本部に目標の見直し及び計画の改善の必要性の有無を考慮し、点検します。

推進本部会議を開催し、本町の地球温暖化防止活動の点検・評価を行います。また、地球温暖化対策の継続的な活動を推進するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4. 3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、広報おおいずみやホームページ等により公表します。

公表する内容は、温室効果ガスの総排出量及び計画の達成状況、また、今後の取組事項等とします。